

AMED研究データ利活用に係るガイドライン新旧対照表

旧：AMED研究データ利活用に係るガイドライン2.1版	新：AMED研究データ利活用に係るガイドライン2.2版
第1章本ガイドラインの目的	第1章本ガイドラインの目的
第2章本ガイドラインの対象になるデータ 1. 本ガイドラインの対象になるデータの種類の種類 →3に移動	第2章適用範囲と定義 1. 本ガイドラインの対象事業 本ガイドラインは、以下の事業を対象とする。→ 事業3つを記載した ・AMEDとの委託研究開発契約に基づく委託研究開発 ・AMEDからの補助金交付に基づく補助事業 ・その他AMEDが支援を行う事業 (以下、これらを総称して「研究開発課題」という) 2. 本ガイドラインの対象となるデータ → 図 1_AMED研究開発データにおける「データの定義」を追加 (1)対象データ (委託研究開発契約書第1条第14号、及び、補助金取扱要領第10条の3第1項) → 現状に合わせ修正 (2)派生データ (委託研究開発契約書第1条第14号、及び、補助金取扱要領第10条の3第1項) → 現状に合わせ修正
2. 委託研究開発契約書等における「データ」の定義 (1)対象データ (例えば、委託研究開発契約第1条第15号前段) (2)派生データ (例えば、委託研究開発契約第1条第15号前段)	
1. 本ガイドラインの対象になるデータの種類の種類	3.研究開発データの分類と具体例 表 1 研究開発データの具体例 → DMPのデータの種別①、データの種別②の項目の階層番号と合わせ追記
第3章研究開発データの利用権限 →項目分割 公開	第3章研究開発データの適切な利活用の実現 1.研究開発データの公開原則 2.研究開発データの契約上の取扱制限 (1)第三者提供の禁止（不適切な研究開発データの提供の制限） → 図 2_AMED研究開発におけるデータの取扱条件を追加 (2)目的外利用の禁止

旧：AMED研究データ利活用に係るガイドライン2.1版	新：AMED研究データ利活用に係るガイドライン2.2版
→第5章から移動	第4章データマネジメントプラン（DMP） 1.データマネジメントプラン（DMP）とは 2.データマネジメントプラン（DMP）の役割・機能 → 5 AMEDによる研究開発データの利活用の変更 3.AMEDデータカタログデータベースへの掲載→ AMED DataCatについての追記 4.DMPの記載上の注意事項→ AMED DataCatについての記載に伴い追記 5.データマネジメントプラン（DMP）の主な項目 → 令和8年度から使用するDMPと項目を合わせた 6.データマネジメントプラン（DMP）の評価等 (1)データ創出、公開、共有が主要目的である事業または課題等 (2)データ創出、公開、共有が主要目的ではない事業または課題等
第4章データシェアリング 1 データカタログの公開	→第7章へ移動
第4章データシェアリング 2 データシェアリングの方法 (1)制限共有 (2)制限公開 (3)非制限公開	第5章データシェアリングの実施 1.データシェアリングの方法の分類 → 図 3_AMED研究開発データのシェアリング方法（種類）を追加 (1)非制限公開 (2)制限公開 (3)制限共有 (4)非公開
3 データシェアリングの実施方法の決定・変更 (1)委託研究開発等の開始時の決定 (2)委託研究開発等の研究開発期間中の追加・変更	→第6章へ移動
4 受託者による法令等の遵守 (3)委託研究開発等の研究開発期間の終了後等の取扱い 5 AMEDによる研究開発データの利活用 6 知的財産権	2.シェアリング方法と個人データの第三者提供 3.各シェアリング方法に関する注意事項 4.法令遵守 5.知的財産権

旧：AMED研究データ利活用に係るガイドライン2.1版	新：AMED研究データ利活用に係るガイドライン2.2版
第5章データマネジメントプラン（DMP） 1 データマネジメントプラン（DMP）とは 2 データマネジメントプラン（DMP）の役割・機能 3 データマネジメントプラン（DMP）の主な項目 4 データマネジメントプラン（DMP）の評価等 (1)データ創出、公開、共有が主要目的である事業または課題等 (2)データ創出、公開、共有が主要目的ではない研究事業または課題等	→第4章へ移動
	第6章データシェアリングの実施方法の決定・変更・追加 → 図 4_DMPの提出時期を追加 1.研究開発開始時の決定 2.研究開発期間中の追加・変更 3.研究開発期間の終了後等の取扱い (1) 原則：研究開発データの性質上適さない場合を除き、制限公開又は非制限公開 (2)例外：猶予期間 (3)猶予期間経過後 → 図 5_AMED研究開発 データのシェアリング方法（時期）を追加 4.研究開発期間中又は研究開発期間終了後において、研究開発データの第三者提供先を追加する場合

旧：AMED研究データ利活用に係るガイドライン2.1版	新：AMED研究データ利活用に係るガイドライン2.2版
	第7章AMEDデータカタログデータベース（AMED DataCat） AMED研究開発データ利活用カタログ→ AMED DataCatに変更 AMED DataCatによる研究開発の効率化と促進に寄与することが期待される文章を記載 (1) 研究者・研究機関にとっての有用性 ・既存の研究開発データを効率的に発見・活用することで、研究の重複を回避し、限られた資源の有効活用が可能となる ・異なる研究分野のデータを組み合わせることで、新たな研究アイデアや仮説の創出が促進される ・共同研究や産学連携のパートナー発見の機会が拡大される (2) AMEDによる活用 ・研究開発課題間の連携促進や統合的なプロジェクト企画に活用される ・公的研究開発投資の効率性向上と成果の最大化に寄与する ・研究動向の把握と戦略的な研究開発方針の策定に活用される (3) 具体的な活用場面 ・新規研究企画時における既存データの調査・検索 ・データ利用許諾申請の事前調査と交渉相手の特定 ・研究成果の社会実装に向けた産業界との連携促進 ・規制当局や政策立案者による科学的根拠の収集・活用